

墓地等の経営許可申請等に係る添付書類一覧表

添 付 書 類	内 容 等	備 考
見取図 (道路、河川、湖沼及び住宅等の位置を示したもの) (規 1 1 - 2 - 1)	○墓地にあつては、申請地を朱書し、その周囲から100メートルの範囲を示す朱線を記入すること。 ○火葬場にあつては、施設を朱書し、その周囲から250メートルの範囲を示す朱線を記入すること。	新規許可 変更許可(注)
墓地にあつては、その区域を明らかにした図面及び墳墓等の配置図 (規 1 1 - 2 - 2)	○墳墓割当、給排水設備、道路及び塀等に関する図面 ○配置図は墓地、取付道路、管理施設、緑地及び駐車場に関する図面	新規許可 変更許可
納骨堂及び火葬場にあつては、建物の平面図、立面図、構造仕様書及び配置図 (規 1 1 - 2 - 3)		新規許可 変更許可
墓地等の敷地に係る登記簿謄本及び字図の写し (規 1 1 - 2 - 4)	○字図の写しには、墓地等の敷地を朱色で区分し、申請地の地目、地積、所有者、方位、縮尺を記入すること。 ○土地の一部を墓地等の敷地とする場合は、原則として地積変更登記を要する。 ○原則として、墓地等の敷地の丈量図を添付すること。	新規許可 変更許可 廃止許可
申請理由書 (規 1 1 - 2 - 5)	○墓地等の経営、位置選定及び規模等の理由	新規許可 変更許可 廃止許可
墓地等の敷地が借地である場合は、その所有者の承諾書 (規 1 1 - 2 - 6)	○敷地は、申請者所有地であり、抵当権等制限物権が設定されていないことを原則とするが、借地の場合は印鑑証明を添付した永代使用承諾書(ただし、抵当権等制限物権が設定されていないこと。)とする。	新規許可 変更許可(注)

添付書類	内容等	備考
<p>申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合は、当該法人の規則、寄附行為又は定款及び登記簿謄本（規 1 1 - 2 - 7）</p> <p>（墓地管理組合にあっては、その規約、組合員名簿）</p>	<p>○寄附行為又は規則に墓地等の事業の規定があること。</p> <p>○公益法人にあっては、理事会議事録</p> <p>○宗教法人にあっては、責任役員会議事録</p> <p>○墓地管理組合にあっては、総会議事録（署名押印あり）</p>	<p>新規許可 変更許可(注)</p>
<p>その他、市長が必要と認める書類（規 1 1 - 2 - 8）</p>		<p>新規許可 変更許可</p>
<p>申請地に係る関係法令による許可書の写し又は申請書の写し</p>	<p>○申請時これらの許可等を得ることが困難であって、許可等の見込みが確実な場合に限り、当該許可等申請書の写しを添付</p>	<p>新規許可 変更許可</p>
<p>墓地の維持管理の方法を記載した書類</p>	<p>○墓地等の使用規則等</p>	<p>新規許可 変更許可</p>
<p>資金計画書</p>	<p>○造成事業費の収支計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支出：用地取得費、設計費、工事費等 ●収入：自己資金、借入金、永代使用料等 <p>○維持管理の収支計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支出：維持管理費、借入金返済、事務費等 ●収入：管理料等 <p>（申請者の残高証明、金融機関の融資証明等を添付）</p>	<p>新規許可 変更許可</p>
<p>墓地需要見込調書</p>	<p>○宗教法人にあっては、壇信徒及び利用希望者名簿</p>	<p>新規許可 変更許可(注)</p>
<p>墓地使用料及び管理料を算定した書類</p>		<p>新規許可 変更許可(注)</p>

添付書類	内容等	備考
その他の書類		
近隣住民の同意書	<p>(特に墓地又は火葬場は、その使用目的から特殊な環境衛生施設であるので、その健全な経営を確保するため、近隣住民に対する事業概要の事前説明に努め、理解が得られること。)</p> <p>○町内会長等関係地元役員の同意書</p> <p>○基準の緩和規定を受ける場合、墓地にあつては100メートル以内、火葬場にあつては250メートル以内の同意書(納骨堂は原則として100メートル以内の同意書)。 (住宅地図を添付)</p>	新規許可 変更許可(注)
隣接土地所有者の同意書	○その所有者の土地登記簿謄本 (必要に応じ印鑑証明書添付)	新規許可 変更許可(注)
変更の前後を明らかにした図面	○墓地にあつては、変更の前後を字図、実測図等で明らかにしたもの。 ○納骨堂、火葬場にあつては、変更の前後を建物の平面図、立面図、配置図等で明らかにしたもの。	変更許可
改葬が完了したことを証する書類	○改葬許可書、改葬完了報告書、無縁墳墓改葬手続完了を証する書類	変更許可 廃止許可

(注) : 墓地の区域を縮小する場合又は納骨堂、火葬場の施設を縮小する場合に省略できる書類